平成２３年（フ）第４６８号
兵庫県伊丹市北本町１丁目227番地
債務者　濱田　信生
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１００４号
兵庫県芦屋市呉川町15番17号　ハニーハイツ呉川Ｂ棟201
債務者　信田　雅夫
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０４３号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目１番８―203号
債務者　大町　昌史
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０８３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番12―1103号
債務者　坂本　隆一
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３９号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―1014号
債務者　中嶋　悦夫
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８号
鳥取県鳥取市西町２丁目419番地２、旧住所鳥取県鳥取市片原２丁目210番地
債務者　大堀　**茂**泰
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９８号
鳥取県米子市新開３丁目12番７号
債務者　新宮　すぎ
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２００号
鳥取県米子市冨士見町124番地　市住603
債務者　西川　晴眞
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２１３号
鳥取県米子市淀江町中西尾252番地
債務者　清水　唯雄
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２３１号
鳥取県米子市吉岡47番地20
債務者　井上　ゆき
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１号
山口県下関市岬之町11番20―606号
債務者　安部　月見
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
福岡県田川郡添田町大字津野5623番地
債務者　金子　隆幸
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１４号
宮崎市橘通東１丁目４番17号　白亜コーポ203号
債務者　生駒　美義
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２８号
福島県郡山市台新１丁目31番３号　サンパレス国分203号
債務者　今井　妙子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
兵庫県明石市大蔵中町２番５号、旧住所神戸市西区伊川谷町有瀬969番地の13
債務者　中村　榮子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３５９号
神戸市西区押部谷町木津520番地の２
債務者　学校教育研究所こと　中村　康直
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第４号
神戸市西区伊川谷町有瀬143番地の２　県住１―702号
債務者　パン工房マイストロこと　橋本　　健
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第５号
神戸市西区伊川谷町有瀬143番地の２　県住１―702号
債務者　橋本　知子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係